

申告はお早めに

税金の申告の季節です

市・県民税の申告と確定申告

確定申告 (所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税)	
とき	2月16日(金)～3月15日(木)の平日 午前9時～午後5時(午後4時まで受付)
ところ	三島商工会議所1階TMOホール ※駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。 (市営中央駐車場をご利用の場合でも無料にはなりません。) ※三島税務署内には確定申告会場を設けていません。
問合せ	三島税務署 ☎987・6711 国税庁ホームページもご覧ください。

▲受付開始日が、前年までと変わっています。ご注意ください!!

- 申告に必要なもの
 - ①申告書、確定申告のお知らせはがき 市役所や税務署から届いた人のみ
 - ②認印、金融機関の預貯金口座のわかるもの 申告者本人名義のもの
 - ③収入や必要経費などを集計した書類 源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など
 - ④所得控除などの証明書類 社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書(本誌7ページ【★】参照)
 - ※社会保険料控除の対象となる介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税の支払額証明書は、1月17日(水)ごろに発送します。詳細は▼介護保険料：長寿介護課 ☎983・2607
 - ▼後期高齢者医療保険料：保険年金課 ☎983・2710
 - ▼国民健康保険税：収税課 ☎983・2628
- ⑤このほか控除の適用に必要な書類 配偶者の所得を証明するもの、障害者手帳、学生証など
- ⑥昨年の申告書の控え 確定申告書、収支内訳書、決算書の控えなど
- ⑦マイナンバーカードまたは個人番号の確認できる書類 通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど
- ⑧本人確認書類 運転免許証、パスポート、在留カードなど
- ※マイナンバーカード持参の場合、本人確認書類は不要
- 申告関係のそのほかの注意点
 - ▼年少扶養親族(平成14年1月2日以降生まれ)のいる人やふるさと納税をした人が確定申告する場合、必ず申告書第二表「住民税に関する事項」へ記載してください。記載のない場合は、市・県民税の算出に含めることができません。
 - ▼ふるさと納税ワンストップ特例を利用した人が、確定申告や市・県民税の申告をする場合は、特例の適用が外れてしまうため、申告に寄付金額をすべて含める必要があります。
- 市・県民税の申告が必要な人
 - 平成30年1月1日に三島市に住居があり、次の事項に該当する人
 - ※確定申告をする人や給与所得だけで年末調整の済んだ人は、市・県民税の申告は不要

市・県民税の申告			
とき	2月15日(木)～2月20日(火)の平日	2月21日(水)～2月23日(金)	2月26日(月)～3月15日(木)の平日
	午前9時～午後5時(午後4時頃までにお越しください。)		
ところ	北上文化プラザ2階研修室4 ※敷地内南側駐車場をご利用ください。	中郷文化プラザ1階展示コーナー ※敷地内駐車場をご利用ください。	市民文化会館3階第1会議室 ※市営中央駐車場をご利用の際は、受付で駐車券を提示してください。
	※市役所、三島商工会議所では市・県民税の申告の受け付けを行いません。 ※市役所から申告書が届いた場合は、同封の返信用封筒による郵送提出も可能です。		
問合せ	市民税課 ☎983・2626		

三島税務署からの お知らせ

●税理士による無料税務相談をご活用ください

時間 午前9時～正午、午後1時～3時30分

とき	ところ
2月2日(金)～15日(休)の 平日	三島税務署別館会議室
2月16日(金)～28日(休)の 平日	三島商工会議所 1階TMOホール

●住宅借入金等特別控除説明会

時① 2月14日(水) (北上地区在住の人のみ対象)

② 2月15日(木) (①以外の人)

※各日午前9時～11時、午後1時30分～3時30分

場三島商工会議所1階TMOホール

【★】医療費控除の明細書

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

●申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、自動計算機能による計算誤りのない申告書などを作成することができます。

問三島税務署 ☎ 987・6711



そのほか税金関係 のお知らせ

【★】平成29年分(平成30年度)の申告から、セルフメディケーション税制の適用を選択できます

制度の概要 健康の維持増進および疾病の予防のため、一定の取り組みを行う個人が購入した、自己または自己と生計を同一にする配偶者そのほかの親族に係るスイッチOTC医薬品の購入費が対象となる、医療費控除の特例です。控除額は、平成29年中に支払った購入

費から1万2000円を差し引いた金額(最高8万8000円)です。

必要書類 ▼「セルフメディケーション税制の明細書」▼適用を受ける年分において申告者本人が一定の取り組み(例…勤務先で実施する定期健康診断やインフルエンザの予防接種など)を行ったことを明らかにする書類
※従来の医療費控除との併用、申告後の選択の変更はできません。
※詳細は国税庁ホームページをご覧ください。
問三島税務署 ☎ 987・6711

納期をお忘れなく

●納期限 1月31日(水)

▼後期高齢者医療保険料第6期

●納期限 2月5日(月)

▼市・県民税第4期

▼国民健康保険税第7期

▼介護保険料第7期

納期を守って、納め忘れがないようにしましょう。

●市税などの納付には口座振替が便利です

納期ごと金融機関へ納付に行くことが困難な人などに口座振替をお勧めします。振替依頼用紙は市内各金融機関、郵便局、市役所にあります。

●問合せ

▼市・県民税、国民健康保険税について

：市民税課 ☎ 983・2626

▼納付について

：収税課 ☎ 983・2629

▼介護保険料全般について

：長寿介護課 ☎ 983・2607

▼後期高齢者医療保険料全般について

：保険年金課 ☎ 983・2710